奈良県事務処理 0 特例に関する条例 \mathcal{O} 部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山 下 真

奈良県条例第十六号

奈良県事務処 理の 特例に関する条例 \mathcal{O} 部を改正する条

を次のように改正する。 良県事務処理の 特例 に関する条例 伞 成十二年三月奈良県条例第三十四号) \mathcal{O} 部

を 「明日 表第 香村 の三十の 広陵町」 項市 に、 町 村 \mathcal{O} 「大淀町 欄 中 「葛城市」 を 「大淀 を 町 「葛城市 下市 町 宇陀 に 改 市 8 に、 る。 日 香 村

を「第十六条第一 同 による改正前 欄 5を同 に 中 別 改め、 第五 表第二の 同欄 「第八条第一 十五 4 中 欄8とし、 同 号) 十六の .欄6を同 の宅地造成等規制法」 「第十三条第一項」 項」 項本文」 附則第二条第一項 項事務 に改め、 同欄 欄11とし、 を \mathcal{O} 8 \mathcal{O} 「第十二条第一項」 次 中 同欄3中 を「第十七条第一項」 に次 同欄 「宅地造成 を の規定により のように加え 5 「宅地造成及び特定盛土等規制 中 「第十二条第二項」 「第十五条」 等規 に改 なお 制 る。 法 従前 8 \mathcal{O} に改 を __ 部を改 同 \mathcal{O} 第二十 を「第十六条第二項」 欄2中 例に め 正す 同 よることとされ 一条第一 「第十二条第一 6 中 法 る法 に改 律 $\overline{5}$ 項 **令** め に改め を る 和 に改 項 同法 兀

- 9 法第二十一条第三項の規定による届出の受理
- 10 法第二十一条第四項の規定による届出の受理

別表第一 一の十六の 項事務 \mathcal{O} 欄 4 の次に次 0 ように加え る。

- 5 法第十七条第四項の規定による確認の申請の受理
- 6 法第十八条第一項の規定による検査の申請の受理
- 7 法第十九条第一項の規定による報告の受理

「斑鳩町 別表第一 \mathcal{O} 西町 十六 \mathcal{O} 項市 明日香村 町 村 \mathcal{O} 欄中 に、 「天理市」 町 を を 亍 「天理市 市 町 橿原 天川 市 村 に、 東吉野村」 斑 鳩 町 改め、 を

同表中三十八 0 項を三十九 \mathcal{O} 項と \mathcal{O} 項 から三十 \mathcal{O} 項までを十八 の項から三十

八の項までとし、十六の項の次に次のように加える

七

宅地造成及

び特定盛土等規

制

法

以下

 \mathcal{O}

項

及

び法

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

ため

 \mathcal{O}

規則

基づ

く事務のう | 市 吉野町(において「 | 五條市 宇陀

次に掲げるも

- 法第二十七条第 項 の規定による届出 [の受理
- 2 法第二十八条第一 項 \mathcal{O} 規定による届出 [の受理
- 3 法第三十条第一項の規定に よる許 可 \mathcal{O} 申 請の受理
- 4 法第三十五条第一 項 \mathcal{O} 規定に よる許 可 \mathcal{O} 申請 の受理
- 5 法第三十五条第二項 \mathcal{O} 規定による届出 の受理
- 6 法第三十六条第一 項 \mathcal{O} 規定による検査 \mathcal{O} 申 請 \mathcal{O} 受理
- 法第三十六条第四 項 \mathcal{O} 規定に よる 確 認 \mathcal{O} 申 請 \mathcal{O} 受理
- 8 法第三十七条第 項 \mathcal{O} 規定に よる検査 \mathcal{O} 申 請 \mathcal{O} 受理
- 10 法第四十条第 一項 \mathcal{O} 規定に る届 出 \mathcal{O} 受理

9

法第三十八条第一

項

 \mathcal{O}

規定に

よる

報告

の受理

- 11 法第四· 十条第三項 \mathcal{O} 規定に る届出 \mathcal{O} 受理
- 12 法第四十条第四 項 \mathcal{O} 規定に る届出 \mathcal{O} 受理
- 13 カン 5 12 までに掲げ るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 法 の施行に係る事務
- \mathcal{O} うち 規則に基づ く事務であ 0 て別 に規則で定めるも \mathcal{O}

附 則

(施行期日)

1 年五月七日か この条例中 -別表第 ら施行する。 の改正規定は令和七年四月 日 か 5 別表第二の改正規定は 同

(経過措置)

- 2 にそ 表第 の長に \mathcal{O} この条例の 対規定によ る法 市町 \mathcal{O} の上欄 効力 律 村 対 \mathcal{O} を有するも \mathcal{O} 適用に 施行 てなさ 長が り 掲げ 知事 管理 \mathcal{O} に対し れ 0 際この条例による改正後の奈良県事務処理 る事務に係る法律 た申請とみな V の又はこ ては、 及び執行することとなる事務に係るも てなされた申 当該市町 \mathcal{O} 条例 の施行 の規定に -請で、 村 の長 \mathcal{O} 施行日以: ょ \mathcal{O} 日 り した処分その 以下 知事 後 が 「施行 に した処分そ お 日 日 他 11 \mathcal{O} 特例 の行為 O7 は、 は同 と 1 \mathcal{O} に関する条 う。 施行 表 他 又は当該市 \mathcal{O} $\overline{\mathcal{O}}$ 行為 日 下 以後に 前 に法 で現 に掲 例 别 町
- 3 一項の 宅地造成等規制法の 規定により なお従前 部を改正する法律 \mathcal{O} 例 によることとされる同法による改正前 (令 和 四年法律第五十五号) の宅地造成等規 附則 第二条第

下市 町 天川

村 東吉野村

項市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。 処理の特例に関する条例別表第二の十六の項2から4まで及び6に掲げる事務は、 制法(昭和三十六年法律第百九十一号)に基づくこの条例による改正前の奈良県事務